

倉庫業登録申請書（新規登録・変更登録）作成の際の注意点について

審査の円滑化のため、申請書については、以下の書類を以下の順番にならば提出して下さい。
なお、図面については可能な限りA3サイズでカラー印刷したものをご提出下さい。また申請内容に応じ、下記以外の資料の提出を求める場合がございますので、あらかじめご承知おき下さい。

○提出書類

- 申請書（新規登録：倉庫業登録申請書 変更登録：倉庫施設等変更登録申請書）
- 倉庫明細書
- 施設設備基準別添書類チェックリスト
- 倉庫の使用権限がわかる資料（所有：登記簿謄本 賃貸：賃貸借契約書等）
- 建築確認済証（確認申請書第1面～第5面含む）・完了検査済証
- その他図面以外の書類
 - 議事録（都市計画法・建築基準法について確認が必要な場合）
 - 消防用設備に関する資料
（建築から3年以内：消防用設備等検査済証 3年以上経過した建物：直近の消防用設備等点検結果報告書）
 - 警備状況が確認できる資料
（機械警備：機械警備契約書、機械明細、機器配置図 自社警備：警備状況の説明書）
 - 構造計算書
（床・外壁の強度が確認できない場合のみ必要）
 - 平均熱貫流率の計算書
（運用方針〔4〕2-6ロの構造であることが確認できない場合のみ必要）
 - 営業用倉庫として登録する部分の求積図
 - 冷蔵倉庫関係（冷蔵倉庫の場合のみ必要）
（冷蔵施設明細書、冷蔵計算書（冷蔵室の熱損失・冷却管の冷却面積）および計算を行う上で必要な資料（断熱材の設置場所（断熱材キープラン）や各断熱材の熱通過率、冷凍機の能力が分かるカタログ等））
 - その他（経年劣化報告書等必要に応じて提出）
- 倉庫付近の見取図
- 倉庫の配置図
- 平面図
- 立面図
- 断面図
- 矩計図
- 建具表・建具キープラン
- その他図面（軸組図、防火区画図 等）
- 倉庫管理主任者関係書類（※1）
- 法人登記関係等書類・戸籍抄本等（※1）
- 宣誓書（※1）
- 倉庫寄託約款（※1）

（※1は新規登録のみ必要）

申請書作成時の留意点（よくある不備事項等について）

□申請書や添付資料（図面以外）について

○申請書（鑑）

- ・営業所の所在地は住居表示、倉庫の所在地については倉庫の地番表示として下さい。多くの地番がある場合は、「〇〇市△△町□□番地 他×筆」などと記載してください。
(建物登記簿謄本の地番や賃貸借契約書の所在地をご確認下さい。)

○倉庫明細書

- ・倉庫明細書の下部にある注意事項をご確認いただき、漏れが無いように記入して下さい。具体的な記載方法については、記載例をご参考にして下さい。
- ・倉庫の所在地について、建物登記簿謄本の地番や賃貸借契約書の所在地にあわせて記載願います。多くの地番がある場合は、「〇〇市△△町□□番地 他×筆」などと記載してください。
- ・「各階別の規模」について、営業用として使用する倉庫部分および荷役場（荷役の用に供するエレベーター、階段及び通路の面積を含み、建物の外壁外に突出するプラットホーム、ベランダの類はたとえ荷役の用に供されるものであっても除くこととする）として使用する部分の面積を記載して下さい。また、審査効率化のため、営業用倉庫として登録する部分を平面図等に図示し、余白欄や別紙に倉庫面積の根拠となる計算式を記載いただくようご協力願います。また、小数第一位以下を四捨五入して、整数値で記載願います。

○倉庫の使用権原

- ・新築の場合の建物登記簿謄本は、登録後の提出でも対応可能です。

○建築確認済証・完了検査済証

- ・建築基準法に基づく確認済証は確認申請1面～5面もご提出下さい。

○各種法令に関する議事録について

- ・建築基準法や都市計画法、港湾法について担当部局に確認が必要な場合、事前に担当部局にご相談いただき、相談いただいた内容を議事録（いつ・誰が・誰に・どういう確認をして・どういう回答があったか）として作成し、ご提出下さい。

(議事録が必要となる事例)

建築基準法：建物の用途が「倉庫業を営む倉庫（08510）」となっていない場合

都市計画法：倉庫が住居地域（準住居地域を除く）又は市街化調整区域にある場合

港湾法：倉庫が臨港地区にある場合

等

○消防用設備に関する資料

- ・消防用設備に関する資料について、建築から3年以内であれば、「消防用設備等検査済証」の写しを提出願います。建築から3年以上経過した建物の場合は、直近の「消防用設備等点検表」の写しを提出願います。なお、判定「不良」の項目がある場合は、その改善が確認できる資料も併せて提出願います。判定「不良」項目の改善確認資料としては、納品書、作業完了書、消防へ提出した改善報告書の写し等になります。

□施設設備基準関係について

○外壁や床の強度

- ・外壁の強度は2, 500N/m²以上有していることが必要となります。運用方針に定める構造（以下のa～d）のいずれかに該当していることが分かる図面等（矩計図、軸組図、メーカーや一級建築士による証明書（構造計算書）等）をご提出下さい。

a.鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造等の組積造の倉庫

b.鉄骨又は木造の軸組を有する倉庫であって、以下のいずれかに該当するもの

- ・76cm以下の間隔で設けられた荷ずり及び90cm以下の間隔で設けられた胴縁を有するもの
- ・下地又は内壁（木板、木毛セメント板又は石膏ボードの類にあっては厚さ1.2cm以上、硬質木片セメント板、合板の類にあっては厚さ0.9cm以上のものに限る）を有するとともに、90cm以下の間隔で設けられた胴縁を有するもの

c.軽量気泡コンクリート板（ALC板）、金属サンドイッチパネル等のパネル製の外壁を有している倉庫であり、かつ、当該パネルの許容荷重が2500N/m²以上となるように、当該パネルの長さ（1枚のパネルであっても、間柱・胴縁等により支持されている場合にあっては、当該間柱・胴縁の間隔分の幅を有する複数枚のパネルであるものとして取り扱うこととする）が設定されているもの。

d.a～cに基準に該当しない構造であって、メーカー、民間の建築士事務所その他の者の行った検査により、当該軸組、外壁又は荷ずりが2500N/m²以上の荷重に耐えられる強度を有することが証明できるもの

※留意事項

- ・胴縁の間隔については矩計図の他、仕上表や軸組図でも確認できる場合がございます。そちらの図面もご確認下さい。
- ・証明書をご提出の場合、計算上条件が付いているものは、申請を行う建物が条件を満たしていることが分かる資料もあわせてご提出下さい。
- ・証明書（構造計算書）を提出される際は、証明を行ったもの者がわかるよう（メーカー：会社名、一級建築士：氏名及び登録番号）を記載して下さい。
- ・荷物の保管スペースに接する外壁に設置されている扉やシャッター、窓などの開口部については、荷物の出入りに使用されるものを除き、幅及び高さがいずれも内法寸法で1m以上である場合にあっては、当該開口部の設けられている部分は十分な強度を有している外壁とは認められません。ただし、JIS規格S-6グレード以上の建具が設けられている場合等、2500N/m²以上あることが確認される場合は支障ありません。強度が確認できない場合は、ラックによ

る保管などの措置が必要です。

- ・上記2点について、外壁の強度が 2500 N/m^2 以上あることが確認できない場合は、ラックによる保管をおこなうか、外壁より距離を取って荷積みするなどの措置が必要です。ラックの構造書類や設置図面、または、荷物の配置図面を提出願います。なおこの場合、登録通知書に「外壁強度不足」の条件が付されます。
- ・床の強度(3900 N/m^2 以上)について、民間の建築士事務所その他の検査機関のおこなった検査により、当該床が 3900 N/m^2 以上の積載荷重に耐えられる強度を有していることを証明願います。建築基準法に基づく確認済証や検査済証の写しにより、建物の用途が「倉庫業を営む倉庫」になっていることが確認できれば、不要となります。

○防水設備

- ・倉庫区画内や隣接して設けられたところに洗面所やトイレ等水を使用する施設がある場合、堰や扉に沓摺が設置される等、倉庫内に水が侵入しない措置が必要となります。建具表等の図面に記述が無い場合は、当該箇所の写真を提出願います。

○災害防止上有効な措置又は設備

- ・自社・他社の施設・敷地を問わず、倉庫から3 m未満に事務所・作業所等の居室を有する施設、5 m未満に工場等の業務上火気を使用する施設、10 m未満に消防法・高圧ガス保安法で定める危険品の製造所、貯蔵所等がないか確認を行っていただき、該当する施設がある場合は外壁が防火構造・防火設備（危険品の貯蔵所等であれば準耐火構造・特定防火設備）であることが分かる資料をご提出下さい。

○防火区画

- ・倉庫の設けられている建物内に、事務所や休憩室などの居室や火気を扱う施設が倉庫内に設けられている場合、防火区画（準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で当該部分を区画）が設けられていることが必要となります。防火区画が設けられていることがわかる資料（特に壁・床が準耐火構造となっていることがわかる平面図、防火区画図（防火区画法規チェック図）等）をご提出下さい。

○防犯設備

- ・扉や窓に鍵が設置されていたり、シャッターの操作盤が内側のみにあたりする等、倉庫が施錠できることが必要となります。建具表等の図面に鍵の記述が無い場合は、当該箇所の写真を提出願います。

□冷蔵倉庫の申請を行う場合について

○冷蔵施設明細書

- ・ 倉庫業法施行規則等運用方針〔5〕1を参照して記載ください。
- ・ 面積については、倉庫明細書の記載にあわせていただくようお願いします。

○冷凍計算書

- ・ 「倉庫業法第3条の登録の基準等に関する告示」第19条及び倉庫業法施行規則等運用方針〔5〕2-4を参照して記載ください。また、計算を行う上で必要な資料（下記の資料等）も必ずご提出下さい。

○冷凍機

- ・ 冷媒の蒸発温度に基づく冷凍能力がわかる冷凍機の仕様書や資料などを添付願います。冷凍機やユニットクーラー冷却器の配置がわかる図面を提出願います。

○ユニットクーラー冷却器

- ・ 冷却管の冷却面積や冷却管の熱通過率がわかる冷却器の仕様書や資料を提出願います。

○防熱装置（断熱材、断熱パネル等）

- ・ 断熱材の種類や熱伝導率($W/(m \cdot K)$)がわかる資料を提出願います。また、断熱材の厚さやどの断熱材がどの部分に設置されているかがわかる図面を提出願います。

○通報装置

- ・ 通報装置の仕様書や資料などを添付願います。通報装置の配置がわかる図面を提出願います。

○温度計

- ・ 温度計の仕様書や資料などを添付願います。温度計の配置がわかる図面を提出願います。